

## 【 事業者向け 】

### 西尾市介護保険関係研修受講料補助金

#### <申請の手続きの流れ>

##### ①交付申請（申請者→市）

研修初日の前日から起算して7日前までに申請

提出書類 ・ 交付申請書（様式第1号）

・ 補助事業事業計画及び収支予算書（申請額内訳書）（別紙1-1）

・ 補助事業事業計画及び収支予算書（受講者名簿）（別紙1-2）

・ 受講する研修の実施日及び受講料を確認できるもの



##### ②交付決定通知（市→申請者）

交付決定通知書を、交付申請後10日ほどで通知します。



##### ③研修受講の修了



※交付決定の内容に変更が生じた場合は、  
変更交付申請（申請者→市）

##### ④実績報告（申請者→市）

研修終了後90日以内に報告（※）

※研修の修了日から起算して90日を経過する日より、年度の末日

（3月31日）の方が早い場合は、年度の末日までに報告。

提出書類 ・ 実績報告書（様式第5号）

・ 補助事業事業実績及び収支決算書（申請額内訳書）（別紙3-1）

・ 補助事業事業実績及び収支決算書（受講者名簿）（別紙3-2）

・ 補助対象となる研修の修了証書の写し

・ 受講料の支払を証する書類の写し

・ 事業所が受講料の一部又は全部を負担したことがわかるもの

・ 補助金交付請求書



##### ⑤補助金の交付（市→申請者）

実績報告後、3～4週間後に振込みます。

振込みに際して、通知等はありません。